入札公告

次のとおりに一般競争入札に付します。

平成30年４月３日

国立研究開発法人理化学研究所

和光事業所　経理部長　川鍋　　隆

◎調達機関番号　814　◎所在地番号　11

○第２号

１　事業概要

⑴　品目分類番号　41、42、75

⑵　事業名及び数量　理化学研究所本部・事務棟整備等事業　一式

⑶　事業場所　埼玉県和光市広沢２番１号

⑷　事業概要　ＰＦＩ手法（ＢＴＯ方式、Ｏ方式）による理化学研究所本部・事務棟の施設整備（設計、建設等）、維持管理業務及び既存施設等維持管理業務並びにこれらを実施する上で必要となる業務

⑸　本施設に係る事業期間　事業契約締結の日から平成45年３月31日までの期間

２　競争参加資格等

⑴　入札参加者が備えるべき要件等

１）入札参加者の構成等

①　入札参加者は、単独企業（以下「入札参加企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とし、入札参加者は、特別目的会社に必ず出資する者であること。

なお、入札参加グループを構成する企業（以下「構成員」という。）の中から応募手続を代表して行う企業（以下「代表企業」という。）を定めるものとする。

②　入札参加グループは応募に当たり、構成員のそれぞれが本事業の遂行上果たす役割を参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時において明らかにすること。

③　入札参加者は、入札参加企業又は構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託する、又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時において協力会社として明らかにすること。

④　入札参加者及び協力会社には、設計に当たる者、建設工事に当たる者、工事監理に当たる者、維持管理に当たる者が必ず含まれていること。

２）入札参加者及び協力会社の参加要件　入札参加者及び協力会社のいずれも、以下の要件を満たすこと。

①　国立研究開発法人理化学研究所契約事務取扱細則第５条の規定に該当しない者であること。

②　国立研究開発法人理化学研究所（以下「理研」という。）又は文部科学省における一般競争参加資格、国の一般競争参加資格（全省庁統一資格）のいずれかの認定を受けていること。

なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に理研又は文部科学省における一般競争参加資格、国の一般競争参加資格（全省庁統一資格）の再確認を受けていること。

③　「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）により、なお従前の例によることとされる会社の整理に関する事件に係る同法による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第１項の規定による会社の整理開始の申立てがなされていない者又は整理開始を命ぜられていない者、「旧破産法（大正11年法律第71号）又は「破産法」（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

④　参加表明書等の提出期限の日から入札書の開札が終了するまでの期間に、関東地区において理研の工事請負契約に係る指名停止及び理研の物品購入等契約に係る取引停止を受けていないこと。

⑤　理研が本事業について、導入可能性調査業務及びアドバイザリー業務を委託したみずほ総合研究所株式会社並びにみずほ総合研究所株式会社が本アドバイザリー業務において提携関係にある株式会社日総建、西村あさひ法律事務所又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係において関連がある者でないこと。また、理研が理化学研究所総合防災管理棟他和光地区整備等事業について導入可能性調査業務及びアドバイザリー業務を委託したみずほ総合研究所株式会社並びにみずほ総合研究所株式会社と連携関係にあったもの又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係において関連がある者でないこと。

なお、「資本関係若しくは人的関係において関連がある者」とは、次の規定に該当する者をいう。以下同じ。

ア　資本関係　次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

㋐　親会社と子会社の関係にある場合

㋑　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

※子会社の定義は、会社法（平成17年法律第86号）の定義を適用する。

イ　人的関係　次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、下記㋑については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

㋐　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

㋑　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合　その他上記ア又はイと同視しうる資本関係若しくは人的関係があると認められる場合

⑥　審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係若しくは人的関係において関連がある者でないこと。

入札参加者（⑴１）①に示す入札参加者をいう。）又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係において関連がある者が、本事業の落札者選定公表までの間において、審査委員会の委員への接触や他の入札参加者への謀議などにより、審査に影響を及ぼすおそれのある不正若しくは悪質な行為を行ったと審査委員会が判断した場合には、当該入札参加者は本事業への入札参加資格を失う。

⑦　最近１年間の国税（法人税、消費税及び地方消費税）を滞納していない者。

⑧　入札参加者及び協力会社のいずれかが、他の入札参加者又は協力会社となっていないこと。

また、入札参加者及び協力会社のいずれかと資本関係若しくは人的関係において関連がある者が他の入札参加者及び協力会社になっていないこと。

⑨　役員等（競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者でないこと。

⑩　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。

⑪　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者でないこと。

⑫　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者でないこと。

⑬　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。